

農林水産省新ガイドラインによる表示

特別栽培米

節減対象農薬：当地比 5 割減
 化学肥料(窒素成分)：当地比 9 割減

栽培責任者 秋田おばこ農業協同組合
 営農経済部営農指導課長
 住 所 秋田県大仙市長野字柳田4番地
 連絡先 TEL 0187-42-8096

確認責任者 秋田おばこ農業協同組合
 営農経済部長
 住 所 秋田県大仙市佐野町5番5号
 連絡先 TEL 0187-86-0884

節減対象農薬の使用状況

| 使用資材名 | 用途 | 使用回数 |
|-------------|----|------|
| ピカルブトラソクス | 殺菌 | 1 |
| シアントラニリプロール | 殺虫 | 1 |
| イソチアニル | 殺菌 | 1 |
| プレチラクロール | 除草 | 1 |
| ピリミスルファン | 除草 | 1 |
| フェノキサスルホン | 除草 | 1 |
| フェンキノトリオン | 除草 | 1 |
| シハロホップブチル | 除草 | 1 |
| ベンタゾンナトリウム塩 | 除草 | 1 |
| フサライド | 殺菌 | 1 |